

## 北海道ネガティブ情報公開

### (二級建築士又は木造建築士の免許取消・業務停止処分)

処分年月日	建築士 氏名	二級・木造建 築士の別	登録番号	処分の内容		処分の原因となった事実
				免許取消・ 業務停止の 別	業務停止期間	
令和元年(2019年)9月10日	伊豆田 欣也	二級	第(釧)1338号	業務停止 5月	令和元年(2019年)10月1日 ～令和2年(2020年)2月29日	二級建築士である伊豆田欣也は、3件の木造一戸建て住宅について、長期優良住宅認定通知書を偽造し、これを行使した。 このことは、建築士法第10条第1項第2号に該当する。